

我孫子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため、一定数以上の接種を行う診療所に対し、我孫子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 時間外 診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。
- (3) 夜間 午後6時以降をいう。
- (4) 休日 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(交付対象診療所)

第3条 この要綱に基づき協力金の交付を受けることができる診療所（以下「交付対象診療所」という。）は、週100回以上の新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「接種」という。）を、次に掲げる期間（以下「交付対象期間」という。）のいずれか又はその両方において4週以上行った診療所であって、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週において、時間外、夜間又は休日に接種できる体制（以下「交付対象接種体制」という。）を1日以上確保したものとする。

- (1) 令和5年5月1日から同年7月2日まで
- (2) 令和5年7月3日から同年8月31日まで

(協力金の対象接種及び額)

第4条 協力金の交付対象となる接種は、交付対象期間のうち交付対象接種体制が確保されている週に行った接種とし、協力金の額は、当該接種1回につき2,000円とする。

(交付の申請)

第5条 交付対象診療所は、協力金の交付を受けようとするときは、我孫子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 交付対象期間における1日ごとの接種回数が分かるもの

(2) 市町村(特別区を含む。)又は千葉県国民健康保険団体連合会への接種費用の請求書類(交付対象期間における接種回数が分かるものに限る。)

(3) 第1号及び前号の書類から分かる接種回数的一致しないときは、その理由が分かるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、協力金の交付の可否を決定し、我孫子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた交付対象診療所は、協力金の交付を受けようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に我孫子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付請求書(様式第3号)により、市長に請求しなければならない。

(交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により協力金の交付の決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消すとともに、既に協力金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年5月1日以後の接種及び交付対象接種体制の確保について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和5年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。